

メルパルク結婚式・披露宴約款

本約款は、結婚式・ご披露宴（以下「挙式・披露宴」と称します。）を行う予定であるお客さまと当ホテルとの相互の信頼を高め、挙式・披露宴を円滑に執り行うことを目的として作成されたものです。

なお、この約款の解釈・運用につきましては、お客さま及び当ホテル双方の利益を考慮させていただきます。

1 契約の成立

申込者の申込書（当ホテル所定の申込書）への署名及び申込金2万円のお預かりをもって契約は成立いたします。

なお、申込金は挙式・披露宴の代金または解約料金の一部として取り扱います。

2 挙式・披露宴時間

会場の利用時間は、あらかじめお客さまと取り決めさせていただきました時間内とさせていただきます。

お客さまの都合により、あらかじめ取り決めました披露宴時間を超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、当日の会場予約状況によっては、利用時間の超過に応じられない場合もありますので、ご了承ください。

3 人数確定後の変更

最終打合わせ後に、ご出席人数の変更等が生じ、お料理・引出物などの増減がある場合は、挙式・披露宴の7日前の19時までに当ホテルの予約担当にご連絡ください。

それ以降は、発注その他の手配が完了いたしておりますので、上記期限を過ぎてご出席者数が減少した場合には、別に定める料金を請求させていただきます。

なお、挙式・披露宴の7日前以前にご出席者数の減少をご連絡いただいた場合でも、既に発注、その他手配が完了している別注品等につきましては、その料金を請求させていただきます。

4 お客さまによる衣裳・引出物等の手配

挙式・披露宴に関する衣裳・引出物等は、当ホテルにてご用意しております。ただし、お客さまのご都合により手配なさる場合は、別に定める利用規則により取り決めさせていただきます。

5 お客さまによる装飾・演出等の手配

挙式・披露宴に関する装飾・演出等は、当ホテルの指定事業者到手配させていただきます。ただし、当ホテルの了解のもと、お客さまのご都合により当ホテルの指定事業者以外の事業者を手配なさる場合は、挙式・披露宴を円滑に行なうため、事前に当ホテルとの調整をお願いいたします。

6 費用の支払い

事前に当ホテルから提示いたしました挙式・披露宴のお見積金額の全額を内金として、挙式・披露宴の7日前までに、当ホテル指定の銀行へお振り込みいただくか直接現金にてお支払い願います。

なお、残金及び当日飲食等の変動があった場合には、原則として当日の挙式・披露宴終了後、現金またはクレジットカードにてご精算願います。

7 お客さまのご都合による解約

既にご契約された挙式・披露宴をお客さまの都合により、お取り消しになる場合は、以下の解約料金を頂戴いたします。

解約期日	解約料金
①前日を起算日とした365日以前	申込金の25%
②364日目以降180日目まで	申込金の50%
③179日目以降90日目まで	申込金の全額
④89日目以降30日目まで	お見積金額の30%
⑤29日目以降前日まで	お見積金額の45%
⑥挙式・披露宴の当日	お見積金額の全額

※既に発注、その他手配が完了しているものについては、前記解約料金のほかに印刷物等はその実費を、また、別注品はその料金を頂戴いたします。

※解約料金の基準となるお見積金額は、解約の申し出のあった時点までに打合わせした金額から、印刷物等の実費、別注品の料金及びサービス料を除いたものです。

※お申込金及び内金のある場合は、ご精算時に充当いたします。

※期日の変更（延期）は、原則として解約の扱いとさせていただきます。

8 利用の制限

次のいずれかに該当する場合にはご利用をお断りし、挙式・披露宴のご予約を解約させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

- ①法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に定める指定暴力団等及び暴力団員またはその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき
- ③他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- ④利用者が、当ホテル若しくは当ホテル役職員等に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- ⑤利用目的以外の利用の場合
- ⑥その他、挙式披露宴の運営上、支障があると認められたとき
- ⑦天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により会場の利用ができ

ない場合

※本項の各号（ただし、⑦号は除外いたします。）に該当することが発生し、ご利用を中止していただいた場合、これにより当ホテルが損害を被ったときは、相应のご負担を申し受けます。

※当ホテルは、本項の規定に基づく解約によりお客さまが損害を受けた場合においても、その損害を賠償する責任を負いません。

9 損害賠償及び免責

①損害賠償

お客さま（お客さまが直接ご依頼された事業者、来場者その他お客さま側の全ての関係者を含む）の故意または過失により、当ホテルの施設・設備・什器備品等を破損、汚損、滅失させたときは、損害を賠償していただきます。

②免責

施設ご利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当ホテルに故意または重大な過失がない限り、当ホテルは一切の責任を負いませんのでご了承ください。

天災地変、交通機関のスト、その他の不可抗力によって、挙式・披露宴が実施できない場合、これらの不測の事態による損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。

10 禁止事項

法令で禁じられる行為、公序良俗に反する行為及び他のお客さまに迷惑のかかる次に挙げる行為は禁止します。

- ①身体障害者補助犬以外の愛玩動物の持込み
- ②発火または引火性の恐れがあるもの等危険物の持込み
- ③食品等の持込み
- ④賭博等風紀を乱す行為又は他のお客さまの迷惑となる行為
- ⑤悪臭を発するものの持込み
- ⑥大音響を発するものの持込み
- ⑦備品等の移動、損傷、汚損
- ⑧利用を許可されていない施設の利用及び立ち入り
- ⑨利用目的外の利用
- ⑩その他当ホテルが不適切と判断した行為

11 個人情報の取扱い

ご予約いただいたお客さまの個人情報は、当ホテルにおいて厳重かつ適正に管理いたします。なお、利用目的等につきましては、「個人情報取扱いに関する説明書」をご確認ください。

12 その他

- ①当ホテルにおいて、あらかじめお持帰り用と定めているもの以外の料理については、食中毒防止等食品衛生管理の面からお持帰りをお断りさせていただいております。
- ②当ホテルでは、健康増進法施行に伴う受動喫煙の防止に努めています。ご理解、ご

協力をお願いいたします。

- ③お客さまが当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
- ④施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ⑤その他約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。